

# 山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱

(平成10年4月30日国援第4-120号)

## 第1 趣旨

知事は、国民健康保険事業の振興を図るため、次の各号に掲げるものが行う国民健康保険事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による市町村及び同条第2項の規定による国民健康保険組合
- (2) 法第83条の規定による国民健康保険団体連合会
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定による国民健康保険の診療施設の事務を共同処理する市町村組合

## 第2 定義

この要綱において、「国民健康保険事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 国民健康保険へき地医療確保対策事業
- (2) 国民健康保険振興事業
- (3) その他知事が認めた事業

## 第3 補助金の交付対象経費及び補助率

第2に規定する国民健康保険事業の補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により、別表2の「補助金交付申請」欄に定める申請書等の書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

## 第5 補助金の交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分、又は、事業内容について、第3の別表1に定める軽微な変更以外の変更をしようとするときは、別表2の「変更承認申請」欄に定める申請書等を別に定める期日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、または事業の遂行が困難となった場合においては、遅滞なく知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付目的に反し、使用し、譲渡し、交換し、貸与または担保に供してはならない。

## 第6 補助金の交付

- (1) 補助金は、事業種目ごとに当該事業完了後、検査のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いすることができる。
- (2) 概算払いを受けようとするときは、別表2に掲げる「概算払請求書」を知事に提出するものとする。

## 第7 実績報告

規則第12条第1項の規定による実績報告書には、別表2の「実績報告」欄に定める書類を添付しなければならない。

## 第8 証拠書類の整備及び保管

補助金の交付を受けたものは、当該事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、当該事業の終了の日から5年間保管しなければならない。

## 第9 附則

- (1) この要綱は、平成10年度補助金から適用し、平成7年4月26日付け国保第4-96号による山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱は、これを廃止する。
- (2) この要綱の実施前に交付決定された補助金については、なお、従前の例による。
- (3) この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- (4) この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- (5) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- (6) この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- (7) この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- (8) この要綱は、令和3年5月7日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

別表1

事業の区分		補助対象	補助率	経費の配分の変更	事業内容の変更
国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	医師派遣事業補助分	保険者が行う、無医地区、又は、無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業に要する経費。ただし、当該年度以前3ヵ年の当該市町村の財政力指数が県平均の財政力指数を超える場合は、補助しない。	補助対象事業費の三分の一以内。ただし、一地区200,000円を限度とする。		
	国民健康保険直営診療所補助分	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に定める過疎地域、山梨県過疎振興条例（昭和45年山梨県条例第30号）に定める過疎地域（以下「準過疎地域」という。）又は概ね半径4キロメートルの区域内に他の医療機関のない地域の診療施設であって、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年3月23日厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）第6条第1号ルによる、特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で、算定省令に規定する計算の例によって算出された額。ただし、当該年度以前3ヵ年の当該市町村の財政力指数が県平均の財政力指数を超える場合は、補助しない。	1 過疎・準過疎地域算出額の三分の一以内 2 その他の地域算出額の四分の一以内		
国民健康保険振興事業		<p>1 国保連合会運営推進事業</p> <p>公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第2条に基づき国保連合会に対して派遣される職員（以下「県派遣職員という。」）に係る次の職員給与等の経費</p> <p>ア 県派遣職員に対する、山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「給与条例」という。）に定める給料。</p> <p>イ 県派遣職員に対する、給与条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特例一時金。</p> <p>ウ 県派遣職員に対する共済費・負担金等（事業主負担分）</p>	10/10		給与改定、諸手当の支給事由の変更又は共済費等の支払事由の変更に伴う事業費の減額

別表2

事業区分		補助金交付申請		変更承認申請		実績報告		備考
		様式	添付資料	様式	添付資料	様式	添付資料	
国民健康保険 へき地医療確 保対策事業費 補助金	医師派遣事 業補助分	申請書（様式 1-1） 事業計画書	医師との契約書の写 地図（50,000 分の 1）	申請書（様式 1-2）	申請に準ずる 書類	実績報告書 （様式 1-3）		
	国民健康保 険直営診療 所補助分	申請書（様式 2-1） 附表（1）～附表（5）	算定省令による特 別調整交付金の申 請時に準ずる書類 の写 算出基礎表 施設利用範囲内訳表 人件費内訳書			実績報告書 （様式 2-2）	申請時に準ずる書類 国保特別調整交付 金交付申請書の際 添付する「人件費内 訳書」（写） 取得価格 300,000 円以 上の備品は契約書（写）	
国民健康保険振興事業		申請書（様式 4-1） 概算払請求書 （様式 7）		申請書 （様式 4-2）		実績報告書 （様式 4-3）		